

JEMIMA会報

Japan Electric Measuring Instruments Manufacturers' Association

- ◆ RoHS 指令の動向とJEMIMAの対応
- ◆ 海外調達実態把握アンケート調査結果報告
- ◆ インド現地市場調査訪問報告
- ◆ 輸出管理の意義と輸出管理委員会の活動
- ◆ 連載：WEEE&RoHS ブラッセル報告（第3回）
- ◆ JEMIMA 新刊行物紹介
 - ▶ 「明快！！安全保障輸出管理教本…入門から実務まで」
 - ▶ 「発明発掘の手法に関する事例集」



社団法人 日本電気計測器工業会

URL <http://www.jemima.or.jp/>

2006/VOL.43.No.2

輸出管理の意義と輸出管理委員会の活動について

輸出管理委員会 17年度委員長 米満 啓

折しも不正輸出の報道が相次ぎ、また3月3日には経済産業大臣から当工業会へも、企業における「輸出管理の厳正な実施」を推進するよう要請文が発出されたところであります。企業にとって輸出管理がなぜ重要なのか、どのような点に力を入れるべきか、そのために輸出管理委員会は何をし何ができるのかについて、日頃考えていることを記しました。みなさんの参考になれば幸いです。

1) 輸出管理は企業存亡の大事

先ごろ経済産業省で行われたセミナーで当局講師が「存亡の大事」という表現をされました。

では輸出管理を軽く見るとどんな怖いことになるのか、自分なりの考えを簡単にまとめてみました。

①罰則・制裁・社会的信用の失墜

当然、法令違反に対しては懲役・罰金が課されます。更に怖いのは輸出禁止（Max 3年）の制裁です。例えば無人ヘリ事件の企業は、もし容疑が事実であれば、数ヶ月の輸出禁止が課されるでしょう。

そうすると本業であるオートバイ部門についても、世界各地の子会社に部品一つ、図面一枚送ることさえできません。それらの子会社は開店休業を余儀なくされることでしょう。^{*1}

また、この種の不祥事を人は容易に忘れてくれません。いつまでも「あの件の某社」と言われ続けることを覚悟せねばなりません。

②ケアレスミスでも厳しい報道

不正輸出に対しては犯罪者として厳しい報道がなされるのが常です。たとえ悪意なく、単なるケアレスミスによる違反でも論調は変わりません。

単なるケアレスミスでも	報道の論調は
韓国への輸出に当たり、装置がその韓国企業の中国工場に転送される予定を知りながら、ウツカリ「韓国向けとして手続」（99年摘発の「迂回輸出」事件）	・核兵器開発にも転用可能な測定装置を中国に不正輸出 ・韓国を経由した迂回輸出

③違反は即事故

車の運転で制限速度をオーバーしても、事故に至らなければ「結果オーライ」ということがあります。輸出管理の世界では、違反は即事故として処罰され、また報道されます。

座標測定器メーカーの例で	報道の論調は
輸出相手は中国・タイの日系企業と言われている。「国際的平和・安全の維持を妨げる」相手ではなさそう	・高性能な装置でウラン濃縮用遠心分離機の管理にも用いられる。

④「見解の相違」ではすまない

税務調査で追徴課税された企業の常套句に「見解の相違」があります。輸出管理でそれは通りません。まして輸出管理部門に「智慧を出せ」と言って、甘い法令解釈を試みるなどは論外です。

輸出管理を軽視していると	報道の論調は
「ダメ元」の精神で、甘い法令解釈用い輸出	・「ダメで元々」どころか邪悪な犯罪者扱い

⑤李下に冠をたださず

たとえ法的に問題なくても、社会的批判を浴びたり、当局から「捜査に協力」を求められることがあります。特に後述のキャッチオール規制については、日頃から慎重な管理が必要です。

法令違反がなくても	脇が甘いとこんなことに
例；経済産業省ブラックリスト(外国ユーザーリスト)に掲載はされていない国防筋のユーザー向け輸出 (何となく胡散臭いと感じたが、法令の形式的要件クリアしているので踏み切った)	・後日、核兵器関与ユーザーとの情報が流れ新聞に「最初から知っていたのでは？」と書かれ当局に「捜査への協力」を求められる。

2) 右肩上がりのキャッチオール規制

現行の規制は「リスト規制」と「キャッチオール規制」の二本立てです。

「リスト規制」とは、輸出される物(及び技術)のスペックに対する規制です。規準値以上のスペックのものが規制対象(規制該当)となります。(「アブナイ物は誰が持ってもアブナイ」ので、リスト規制では地域・ユーザーを問いません。)

「キャッチオール規制」とは、取引先(需要者素性と購入用途)に関する規制です。たとえロースペックの品目でも「持つ人が持てばアブナイ」という意味で規制をかけるわけです。(Catch Allという通称は、スペックの高低問わず「総てを」というところから来ています。)

要約すると『アブナイ物を出すな』＝リスト規制、『アブナイ相手に渡すな』＝キャッチオール規制」ということになりましょう。

(リスト規制とキャッチオール規制の違い)

	製品スペック	ユーザー及び地域
リスト規制	チェックの焦点 (アブナイ物か?)	—
キャッチオール規制	—	チェックの焦点 (アブナイ相手か?)

企業にとっての重要性を長期的に見ると「リスト規制チェックの意義は右肩下がり、キャッチオール規制は右肩上がり」と言えるでしょう。

リスト規制の重要度が右肩下がりというのは、規制緩和により、昔に比べて規制該当の品目が減ったためです。その結果、規制該当か非該当かで迷い、詳細な判定作業が必要になる場面も少なくなりました。

コンピュータを例に申しますと、八十年代はDOSベースの16ビットマシンが規制対象(規制該当)でした。その後、規制閾値が段階的に引き上げられ、今では本体性能が規制該当のパソコンはほぼ皆無という状態です。

(コンピュータ複合理論性能の規制閾値の変遷)

1996年	2000年	2004年～	参考(Pentium4 #660)
710MTOPS	6,500MTOS	190,000MTOPS	13,752MTOPS

一方のキャッチオール規制は、最近の国際情勢を見ればお分かりのように、益々その重要性が高まっています。大量破壊兵器(核・化学・生物兵器、ミサイル)を持ちたい、自国で開発したいという一部の国の欲求には衰える気配がありません。大量破壊兵器の拡散を防ぐため、関連物資を「アブナイ筋」に渡すべからずという要請は年々強まっています。更に最近では、通常兵器(小銃・大砲・戦車etc.)関連の需要者等にまでキャッチオール規制の対象を拡大することが検討されています。

企業の輸出管理も、これからはキャッチオール規制に、より重点をおくことが求められるでしょう。

* 1 無人ヘリ事件は、輸出令別表第1の4項への違反(2005年追加条項に抵触)と報道されています。

そうだとすれば、2005年の輸出令改正で無人ヘリの輸出事業が存続困難になることを、また法令違反が高つくことを、なぜこの企業の輸出管理部門は経営陣に上げなかったのでしょうか?あるいは輸出管理部門にはそのような役割が元々期待されていなかったのでしょうか?それとも経営陣がそれを軽視して聞き逃していたのでしょうか?

3) 実効性ある輸出管理を目指して

最近、コンプライアンス活動の一環として輸出管理を重視する^{*2}という企業が増えてきました。喜ばしいことです。ただ、わたくしたち実務に携わっている者から見て残念な傾向が三つあります。

- ①輸出管理のレベルよりも、そのために費やした投入量に目が向きがちなこと。
- ②リスト規制偏重になりやすいこと。
- ③形式主義に陥りやすいこと。

「残念な傾向」の例	考察
<p>①投入量にばかり目がむいてしまう 例；「当社は何百人体制で輸出管理を…」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・力を入れようとする事自体はすばらしいと思います。 ・しかし「どこにどのように力を入れるか」も大切です。 ・百人のアマチュアは一人のエキスパートに如かずです。
<p>②リスト規制の偏重 例；「当社は輸出管理に一層注力」という中身が、「どんな品目であっても、経験に頼らず必ず詳細技術資料でチェックせよ」ということだった。 (デジタル体温計でも、ただのケーブルでも…)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和の結果「規制非該当と経験則で判断可能」な品目が急増しています。 ・最初から非該当と判明している品目の書類作りのために「何百人体制」が必要などということはありませんか？ ・リスト規制の相対的重要度は長期低落傾向にあります。 キャッチオール規制への対応は大丈夫ですか？ ・キャッチオール規制は新しい概念だけに、どのように注力してよいか分からない。仕方ないからリスト規制の管理だけバカ丁寧に頑張るなんてことはありませんか？
<p>③形式主義 例；パラメータシート（CISTEC編集の規制該非判定ツール）以外の用紙を用いた判定は認めない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「パラメータシート向きの品目」（電子部品など）と「不向きな品目」（システム商品など）が世の中にはあります。製品の特性に応じた柔軟な対応をおすすめします。 ・また書式に気をとられて内容チェックが疎かになってはいけません。

「リスト規制とキャッチオール規制」、「内容と形式（手続）」etc. どれも大切ですが、**バランスよく、また重要度に応じた濃淡をつけることで、より実効性が高く血の通った輸出管理を目指そうではありませんか。**

* 2 実は、その企業が真に輸出管理を重視しているかどうかを示す指標が二つあります。

輸出管理に優秀な人材を投入しているかどうか、そして経営陣が輸出管理部門と頻繁に意思疎通をしているかどうかということです。（あまりに優秀な人に来られると、わたくしたち現職の者が浮き上がってしまうので痛し痒しではありますが）

『なぜ企業不祥事は、なくならないのか』（日本経済新聞社）においても、社内コンプライアンス体制を実効的に機能させる鍵として、「コンプライアンス部門が十分な予算を持ち、社内でも一目置かれる優秀な人材が配置されること。それによりトップの本気度を社内に示すこと。」を挙げています。

4) 輸出管理委員会の活動

現在三十社が加入。毎月の定例委員会における情報・意見交換のほか、三つの分科会で輸出管理ツール作成や勉強会開催を行っています。

前節で「バランスよく」と申しましたがそのためには「バランスと重要度の判断能力」を養わねばなりません。それには、社外と交わり情報を取り入れ、また世間の考え方を知ること、それらを通じて感覚を磨くことが必要です。

ここに委員会活動に参加する意義があります。

敢えて申せば、委員会活動の最大のメリットは活きた情報に接することができることだと思います。

法令・通達のポイント解説もあれば、法令等の文面を眺めただけでは気が付きにくい事項の指摘、今更人に訊けない質問、今抱えている悩み等々、委員会の席上では様々な会話がかわされます。

これらは座学では決して得ることのできない情報であり知識です。また「悩んだときに相談できる場」が存在するということが委員会の重要な意義です。

繰り返しますが「実効性ある血の通った輸出管理」のために、カギになるのは「人的問題」だと思います。

先般、委員会出席者の意識調査をしたところ、回答者全員が委員会活動を、自身のスキルアップに有益と答えています。

委員会の今後の活動に御注目下さい。そしてみなさんの参加をお待ちしています。

以上

三分科会の主な活動	
技術分科会	輸出管理入門テキストの作成 (2006年2月発行)
制度分科会	自己管理チェックリストの設問解析し 記入要領(記入例)作成
通関分科会	通関士テキストの輪読
主な委員会行事	
見学会	；セントレア空港通関部門(5月) 横浜港通関部門(7月) 原研東海研究所(11月)
セミナー	；安全保障貿易説明会(於京都 10月)
ほか	；CISTEC実務能力認定試験直前勉強会など



空港内、輸出前の荷物管理場



横浜大黒埠頭コンテナヤード